

県南家畜衛生情報

第 2 8 号 2006 年 10 月 3 日発行

今号の主な内容

- ・肥育牛肉質向上プロジェクトの取り組みについて
- ・牛ヨーネ病に係る対応状況について
- ・家畜保健衛生所が実施している小型ヒロプラスマ病対策は転換期
- ・HACCP 方式の衛生管理で安全な畜産物生産を



寺沢高原(遠野市)

発行 岩手県県南家畜保健衛生所・岩手県南家畜衛生推進協議会

肥育牛肉質向上プロジェクトの取り組みについて(紹介)

はじめに

当所では、「管内から岩手の畜産を元気にしよう!」のコンセプトのもと、肥育牛肉質向上プロジェクトを立ち上げ、昨年度より関係団体と協力しながら取り組んでいます。

現在、肉質の良い(脂肪交雑の高い)肥育牛を育てるためビタミンAの給与制限が広く行われていますが、過度の制限により食欲低下・四肢の水腫・視覚障害等のビタミンA欠乏症の症状が現れます。結果的に、増体量の低下や筋肉水腫(ズル)による枝肉の格落ちなど、出荷成績にまで影響を及ぼします。

このことから、肥育ステージ毎の血中ビタミンA濃度を測定し、個々の農家におけるビタミンAの動態を把握することで、ビタミンAのコントロール時期が適正か?(枝肉成績の向上) 必要以上に低下させていないか?(欠乏症の予防) 飼養牛全体の同ビタミンの動きは揃っているか?(出荷成績の安定化) という視点で取り組んでいます。

これまでの成績

黒毛和種肥育農家 11 戸(昨年は 10 戸)を対象に、これまで 3 回、延べ 564 頭について検査しました。

検査結果は直ちに農家及び担当獣医師へ還元し、欠乏値(30IU/L 以下)を示した個体については、月齢を考慮しビタミン剤投与等を指導しました。ビタミンAの動態は農家により異なりますが、全般的に、同ビタミンの消費量が多くなる夏は欠乏値を示す個体が多く、平成 17 年 9 月実施分で 45.7%(74/162 頭)、平成 18 年 2 月 10.6%(20/189 頭)、同 8 月 29.1%(62/213 頭)でした。

昨年度は血液検査が中心でしたが、今年度は出荷成績(BMS, 枝肉重量等)も併せて検討する予定です。

最後に

肉用牛肥育生産においてよく耳にする「ビタミンAコントロール」技術ですが、農家それぞれのこだわりを感じるとともに、他にも何かしらの要因があるのではと思われます。当所では、「ビタミンA」という要素を中心に組み組み始めましたが、これをきっかけに参加した農家同士で様々な情報を交換し合うなど、お互いに磨きをかけ、畜産の活性化のきっかけになればと考えています。

牛ヨーネ病に係る対応状況について

1 牛ヨーネ病発生状況について

平成16年以降、下痢を主症状とし治療法の無い牛ヨーネ病が、肉用牛（黒毛和種繁殖農家）において散発しております。患畜は、下痢症状を呈した牛が病性鑑定に供された事例や、患畜の飼育場所や生産経過から立入検査で、の血縁牛でELISA陽性及び病変を有した事例、患畜の同居牛で糞中からヨーネ菌分離・病変を有す事例など典型的なヨーネ病となっています。なお、表1のとおり、平成16年度から本病の発生が増加傾向にあります。

表1 過去8年間のヨーネ病発生状況（単位：頭、年度） H18年度は8月末現在

地域区分	飼養区分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
岩手県内	乳用牛	6	2	8	10	7	4	6	4	0
	肉用牛	1	0	0	0	0	0	4	14	9
	計	7	2	8	10	7	4	10	18	9
うち 県南地域	乳用牛	5	2	2	4	3	1	3	2	0
	肉用牛	1	0	0	0	0	0	4	7	6
	計	6	2	2	4	3	1	7	9	6

2 対応状況

本病の防疫対策は、「家畜伝染病予防法」及び「岩手県牛ヨーネ病防疫対策実施要領」（平成5年4月1日）により実施しており、用途別の検査は下記のとおりとなっています。

- (1) **乳用牛**は平成10年度から家畜伝染病予防法第5条による検査により対応継続中であり、平成17年度から5年に1回の定期検査としています。
- (2) **肉用牛**は定期検査を実施しておらず、乳用牛を含め、病性鑑定と同居牛及び導入元の農場を検査することで対応しています。

<参考> 「岩手県牛ヨーネ病防疫対策実施要領」のうち検査および肉用子牛の取扱概要

検査項目 全ての年齢を対象に糞便からのヨーネ菌分離培養（菌分離陽性で患畜）

下痢症状では直接塗抹顕微鏡検査を併用。

4ヶ月齢以上～1歳未満牛はヨーニン反応（ヨーニンのみ陽性で疑似患畜）

1歳以上ELISA抗体検査（2週間隔で連続陽性なら患畜）

糞便のヨーネ病菌PCR検査

肉用子牛 発生農場で**肥育素牛**は3ヶ月間隔で2回連続PCR検査陰性の場合、移動自粛解除。

1回目のPCR検査時の糞便培養においてヨーネ菌が分離されないこと。

3 今後の対応

現在、**治療法がない牛ヨーネ病**のまん延防止対策は、摘発・淘汰となります。従って、肉用牛において本病の発生が増加傾向にあり、乳用牛と同様に肉用牛でも定期検査の実施が検討されております。

ところで、繁殖専用の肉用牛飼養農家において、繁殖牛が患畜として摘発された場合、本病のまん延防止のため、牛の移動自粛期間を設け、**最小期間として**繁殖用途牛で1年5ヶ月間、肥育素子牛で3ヶ月間をお願いしております（と畜場直行牛はこの限りでない）。肥育併用への一貫経営移行も提案することもあります。多くは、施設不足や労働力不足のため、対応が難しい状況にあります。よって、発生農家では、3ヶ月間全く収入を得る手段が無くなることもあり、関係団体のご協力・ご理解無くして検査を推し進めることが困難な状況にあります。当面、本病発生地からの県外導入牛検査や下痢症状を呈した牛の病性鑑定等に対応して参りたいと考えます。

今後とも検査等へのご協力についてよろしく申し上げます。

家畜保健衛生所が実施している小型ピロプラズマ病対策は転換期

放牧飼養は、牛の健康増進、飼養コストおよび労働力の低減などを目的として行われています。しかしながら、放牧では各種疾病（放牧病）が生産阻害要因として放牧促進の障害となっていました。特に貧血を主症状とする小型ピロプラズマ病（ピロ病）は、感染牛の斃死や放牧牛の発育および増体の遅延を発生させる疾病として脅威であり、その対策は放牧衛生の中心でした。

平成になってからは、放牧牛に塗布する方法で行う殺ダニ剤（フルメトリン製剤）の活用でピロ病の発生は様変わりしました。殺ダニ剤によるダニ駆除を定期的かつ継続して実施している牧野では、牛体や草地のマダニ生息密度およびピロ病の感染率や発病率が著しく減少しております。（平成18年度に管内15牧場を検査した結果、9牧場ではピロ感染を確認していません。）

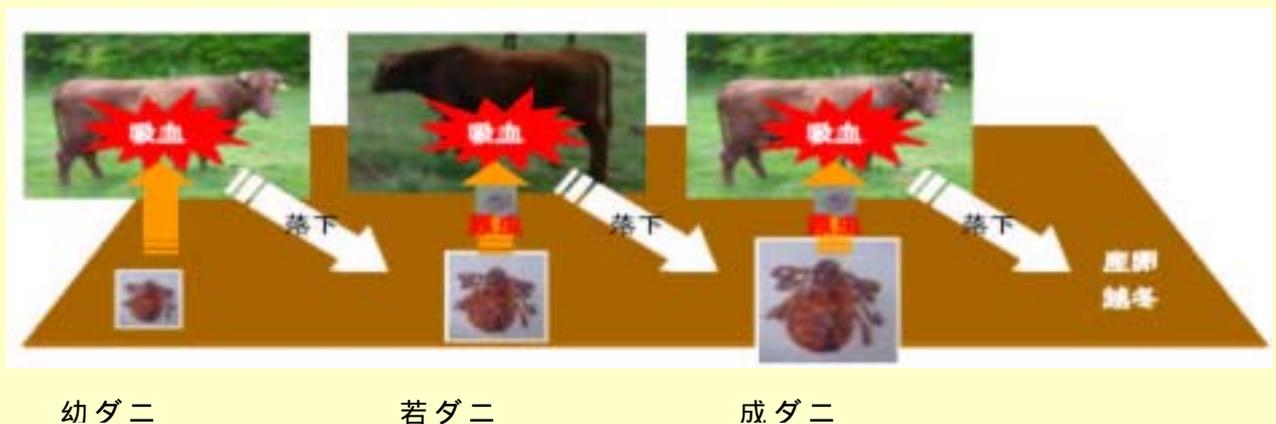
従来、家畜保健衛生所はピロ病の発生予防を目的とした放牧衛生検査を継続してきましたが、有効なマダニ対策が確立されてきたことから、ピロ病清浄化の維持およびスクリーニング検査等による発生予察に重点を置いた検査へ移行しております。

ここで、改めてピロ病の発生に繋がる必須条件、マダニの生活環とその対策ポイント示しますので、確認してください。

1 発生に繋がる必須条件

- (1) ピロ病に感染している牛が存在すること。
- (2) マダニが牛に寄生する機会があること。
- (3) ピロ病は過去のものという意識でいること

2 マダニの生活環（3宿主性ダニ）



【原図：岩手県北家畜保健衛生所】

3 対策のポイント

- (1) 殺ダニ剤の計画的な使用（用法、用量の順守）
- (2) 貧血など異常牛の早期発見・治療

HACCP 方式の衛生管理で安全な畜産物生産を！

1 HACCP とは？

従来の製品抜き取り検査と異なり、食品の原材料の生産から最終製品が消費されるまでの全ての過程について危害を分析し(HA)、その結果に基づき基準を設定した重要な管理点(CCP)を連続的にモニタリングすることで危害の発生を防止し、製品の安全性を高いレベルで保障するシステムです。

危害とは、**微生物、化学物質、異物**など

2 食品施設では？

平成 7 年、食品衛生法の改正で HACCP の概念を取り入れた「総合衛生管理製造過程」による承認制度が導入され、全国 565 の牛乳、乳製品、食肉製造、魚肉ねり製品等の製造施設で取り入れられています(平成 18 年 3 月末現在)。また、HACCP 方式の考え方を取り入れた事業の導入、HACCP 方式による衛生管理を推進している食品施設の認証制度を導入している自治体もあります。

3 畜産現場では？

平成 14 年、農林水産省は「衛生管理ガイドライン」を作成しました。「家畜の取扱い」、「素畜、飼料、施設の衛生管理」、「作業者の衛生管理」など、家畜の生産工程における管理すべき基準を畜種毎(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー)に示したものです。

食品としての畜産物の安全性に対する関心が高まる中、生産現場においては HACCP の考え方を取り入れた衛生管理が求められています。

4 HACCP 導入のメリットは？

HACCP の導入によるメリットには次のようなものがあります。

家畜を健康に管理できます

バラツキの少ない安定した生産ができます

生産コストが削減できます

安全性の取り組みを示すことで消費者等への信頼性が高まります

記録を保管することで、万が一の場合でも安全の証明の一つとなります

5 HACCP の導入で安全な畜産物生産を

消費者はより安全な食品を求めています。HACCP の導入により安全な畜産物を安定的に生産することができます。当所では、FAO/WHO のコーデックス委員会(国際食品規格委員会)が示す手順に沿った HACCP 導入を支援しています。

HACCP についてもっと知りたい、HACCP を導入したいという方は当所までご連絡ください。

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593

<http://www.pref.iwate.jp/~hp2514/>

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988

